

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

主な用語の説明は次のとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
主たる被共済者	契約の自動車の所有者で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

用語	定義
同居	同一家屋に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。)することをいいます。ただし、つぎの(ア)から(ウ)に該当する場合は別居とみなします。 (ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

1. 契約締結前にご確認いただく事項

1 商品の仕組み

① 商品の仕組み 契約概要

この「ご契約のてびき」では、マイカー共済(自動車総合補償共済)について説明しています。基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
相手方への賠償	対人賠償			〈自動セット〉 他車運転危険補償 〈任意セット〉 マイバイク特約 自転車賠償責任補償特約 弁護士費用等補償特約
	対物賠償 (対物超過修理費用補償)			
自身の補償	人身傷害補償 (任意に付帯できます)	無共済車傷害補償 自損事故傷害特約 (人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます)	人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約 搭乗者傷害特約 (四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は原則セットいただきます)	
	お車の補償	車両損害補償 (一般補償) (任意に付帯できます)	危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド)	
自動車相互間衝突損害補償特約(エコノミー)				
新車買替特約				
付随諸費用補償				
補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)				
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約				
車両損害の無過失事故に関する特約				

② 契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」※1といいます)の「家用・事業用の別／適否」欄に「家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- ※1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- ※2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限り、かつ「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- ※3 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるもののみです。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)※2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車※3	○ 最大積載量2t以下	○ 最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	○	△ ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)※2	○	○
普通貨物車※3	○ 最大積載量2t以下	△ 最大積載量0.5t以下
キャンピング車※4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

※○-付帯可、△-制限あり、×-付帯不可

③ 契約できない自動車 契約概要

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車	②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)	④法令に定める規格以外に改造された自動車※1
⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車※2	
⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車	
⑦車検証記載の所有者が法人名義(ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く)の自動車	

※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。

※2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、共済金をお支払いする主な場合、および共済金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・契約規定」をご参照ください。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合	
相手方への賠償	対人賠償	契約の自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等	
	対物賠償	契約の自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●契約の自動車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害等
ご自身の補償	人身傷害補償	契約の自動車に搭乗中の事故等によりけがをして、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合、入院または通院した場合に、損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 等	
お車の補償	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しよく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等	

※人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や契約の自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。

(注) 上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

② 自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

1. 契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)
2. 契約時にお申し出があり、全労済が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

例えば、次のような特約があります。

● 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約(任意セット特約)

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド(危険限定車両損害補償特約)の場合にご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被共済自動車^{*}が全損^{*}になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

^{*}地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいいます。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件

- (例) ○被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
 ○被共済自動車が津波により流し失見されなかった場合
 ○被共済自動車が全焼した場合
 ○建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

● 車両損害の無過失事故に関する特約(任意セット特約)

いわゆる「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

④ 共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

⑤ 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

● 運転者限定特約

運転者限定特約(本人・配偶者限定または家族限定)をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

● 運転者年齢条件

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

^{*}④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

(○:補償します ×:補償しません)

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 主たる被共済者 または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の 未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件	運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません。

⑥ 共済期間(契約期間)および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間(以下「契約期間」といいます)は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。

ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。

^{*}上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

⑦ 契約の効力開始日 注意喚起情報

1. 支払方法「口座振替」の場合

全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、全労済での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます（郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、全労済での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます）。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日（または全労済受付日）を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

※全労済が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。

2. 支払方法「初回現金口振」・「現金」の場合

全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。

※契約承諾の通知は共済証書の発行に代えさせていただきます。

3 掛金の決定の仕組みと払込方法等

① 掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別9クラス掛金	普通乗用車・小型乗用車の車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは1～9クラスの9段階で、年1回見直しを行います。
各種割引	契約の自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・盗難防止装置装備車割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

② 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます（「年払い」は現金による払い込みも可能です）。全労済の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されており、同一の金融機関口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振り替えさせていただきます。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

③ 掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

④ 割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

2. 契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、全労済が重要な事項として告知を求めた事項(告知事項)に回答いただく義務(告知義務)があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除(特に、お申込後、自動車保険情報交換制度によって、お申し出の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)され、共済金のお支払いができないことがあります。

<主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日

契約の自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。

前契約の有無
事故の有無・件数

前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

3. 契約締結後にご注意いただく事項

1 通知義務等

注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・契約の自動車の用途・車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更した場合。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに全労済までご通知ください。

- ・共済証書記載の住所を変更するとき
- ・契約の自動車を譲渡するとき
- ・自動車の買い替え等により、契約の自動車を入れ替えるとき
- ・契約者または主たる被共済者を変更するとき
- ・運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき
- ・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

2 共済契約の自動継続に関する特約

契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。

共済証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、全労済または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車取得差額費用補償特約、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

契約を解約する場合は全労済までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

4 ご契約の中断制度について

注意喚起情報

契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、全労済にご連絡ください。契約の中断日(契約の解約日または満期日)の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

その他ご留意いただきたいこと

1 補償の重複

注意喚起情報

1. 次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、全労済の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性がある全労済の補償等(商品)
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。
交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の交通事故危険補償特約
車両損害付随諸費用補償	○こくみん共済(傷害安心、傷害安心W)
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○こくみん共済(傷害安心、傷害安心W、キッズ、キッズワイド、シニア傷害安心、シニア傷害安心H) ○住まいる共済(個人賠償責任共済)

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

2. 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
3. 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2 個人情報保護に関する事項

注意喚起情報

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報とは、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

個人情報の共同利用について

全労済は共済契約の締結または共済金の請求に際して行われる不正行為を排除するため、以下の目的のために(一社)日本損害保険協会を通じ、損害保険会社等との間で個人データを共同利用しております。①前契約の適用等級・共済(保険)事故の有無および事故発生の際に関係する事項の確認、②被共済者・被害者利便のための自賠償共済・保険を含めて共済金の一括支払い業務、③共済金請求に際して不正・不当な請求歴確認業務のため、事故状況および共済金のご請求内容等に関するデータ。

また再共済(保険)の締結、再共済(保険)金の受領等のため、再共済(保険)の取引先に対して再共済(保険)の契約上必要な個人情報を共同利用しております。

さらに全労済では、組合員・お客さまが希望されない場合を除き、①契約者利便のための車検切れ防止対策、②契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービス案内を目的として、全労済と個別に協定書を締結して全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場との間で、共済契約者・主たる被共済者の氏名・住所、車両登録番号、車台番号、車名、車検満了日等の個人データを共同利用しております。

これらの目的以外の目的のために、個人情報を共同利用することはありません。

所属団体への情報提供について

組合員・お客さまが、所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入される場合は、次に定める範囲内において、組合員・お客さまに関する情報は所属団体へ提供されます。①共済契約の引き受け、共済金のお支払いその他契約の履行および付帯サービスの提供、②共済事故の調査(医療機関・当事者の関係先に対する照会等をふくむ)、③その他共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務、全労済の事業、各種商品、各種サービスのご案内。

個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県全労済にお問い合わせください）。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法にかかわらず下記のとおりお願いしています。

掛金の払込方法:月払い・年払いの場合ともに 出資金1,000円(1回のみ)

組合員について

- 1. 組合員の資格**
 - (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
 - (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。
- 2. 届出の義務** 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
- 3. 自由脱退**
 - (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
 - (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
 - (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
 - (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。
- 4. 法定脱退** 組合員は、次の事由によって脱退する。
 - (1)組合員たる資格の喪失
 - (2)死亡
 - (3)除名
- 5. 除名**
 - (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
 - (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

全労済 お客様相談室

専用フリーダイヤル 0120-603-180

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。